

熊本縣市町村等自殺対策推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本縣市町村等自殺対策推進事業補助金の交付に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）、熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「県交付要項」という。）及び熊本縣市町村等自殺対策推進事業実施要項（以下「実施要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付額の算出方法)

第2条 交付額は実施要項により市町村又は民間団体が取り組む事業について、県交付要項で定める次の表の種目ごとに補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に県交付要項で定める次の表の補助率を乗じたものとする。ただし算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

| 種目 | 補助対象経費 | 補助率 | |
|---------------|--|-----|-------|
| | | 市町村 | 民間団体 |
| 対面相談事業 | 事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事を伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金 | 1/2 | 10/10 |
| 電話・SNS相談事業 | | | |
| 人材養成事業 | | | |
| 普及啓発事業 | | | |
| 自死遺族支援機能構築事業 | | | |
| 計画策定実態調査事業 | | | |
| 若年層対策事業 | 事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業、SNS地域連携包括支援事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経 | 2/3 | 10/10 |
| SNS地域連携包括支援事業 | | | |
| 深夜電話相談強化事業 | | | |
| 自殺未遂者支援事業 | | | |
| 災害時自殺対策継続支援事業 | | | |

| | | | |
|---------------------------------------|--|-------|--|
| | 費に限る。)、負担金、補助金 | | |
| 自殺未遂者支援・ 連携体制構築事業 | 事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費(ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)、備品購入費、委託料(上記の経費に限る)、負担金、補助金 | 10/10 | |
| 災害時自殺対策 事業 | | | |
| ハイリスク地対策 事業 | | | |
| 地域特性重点特 化事業 | | | |
| 新型コロナウイルス 感染症に対応し た自殺防止対策 事業 | 事業実施に必要な給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事費(相談に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)、備品購入費、負担金及び補助金 | 3/4 | |

(補助金の交付申請)

第3条 県交付要項第3条第1項の申請書の提出部数は1部とし、その提出期限は別に定める。

- 2 県交付要項第3条第2項第1号の事業計画書は、地域自殺対策強化交付金交付要綱(令和3年6月10日付け厚生労働省発社援0610第5号、厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。)別紙参考様式3-3によるものとする(民間団体が事業の実施主体となる場合には、様式中「市町村」を「民間団体」に読み替えて用いるものとする。)。なお、「新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業」においては、令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱(令和4年6月10日付け厚生労働省発社援0610第6号、厚生労働事務次官通知。)別紙1-1、別紙2-1、別紙2-2-1によるものとする。
- 3 県交付要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、事業の参考となる資料とする。

(申出書の徴収)

第4条 市町村は、民間補助・委託により事業を実施する場合は、当該事業について、当該団体が、国又は県の他の補助金等を受けていないことを、別記第1号様式により確認するものとする。

2 補助金の交付申請を県に直接行う民間団体については、前項に規定する別記第1号様式を、交付申請書に添付して申請することとする。

(内容等の変更)

第5条 県交付要項第5条第2項の事業変更計画書は、第3条第2項に定める事業計画書の様式に準ずるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 県交付要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第7条 県交付要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、事業完了後1箇月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 県交付要項第9条第2項第1号の事業実績書は、国交付要綱別紙様式5-3によるものとする。なお、「新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業」においては、令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱（令和4年6月10日付け厚生労働省発社援0610第6号、厚生労働事務次官通知。）別紙1-1、別紙2-1-1、別紙2-2-1によるものとする。

3 県交付要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、事業の参考となる資料とする。

(証拠書類の保管)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類は永年保存としなければならない。

(補助金の返還)

第9条 知事は、事業が完了したとき、又は事業の実施が不適當を認めたときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要領で定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年8月25日から施行し、平成21年7月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成22年5月31日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成26年7月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 4 この要領は、平成27年8月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 5 この要領は、平成28年2月5日から施行し、平成28年1月26日から適用する。
- 6 この要領は、平成28年9月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 7 この要領は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 8 この要領は、令和元年11月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 9 この要領は、令和2年11月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 10 この要領は、令和3年10月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 11 この要領は、令和4年7月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別記第1号様式

令和 年 月 日

(補助事業者) 様

(申出者)
所在地又は住所 〒
名 称
代表者又は氏名

印

申 出 書

年度(補助金等の名称)にて交付申請しております事業の実施にあたりましては、国又は県の他の補助金等を受けていないことを申し出ます。